経済産業省

省エネ法定期報告の非対象者（非特定事業者）用「原単位の改善のための取組に関する状況」情報公表シートについての補足資料

資源エネルギー庁

情報公表シートの左ページの構成

※①，②，⑥の赤枠囲みの部分については記入必須欄となります

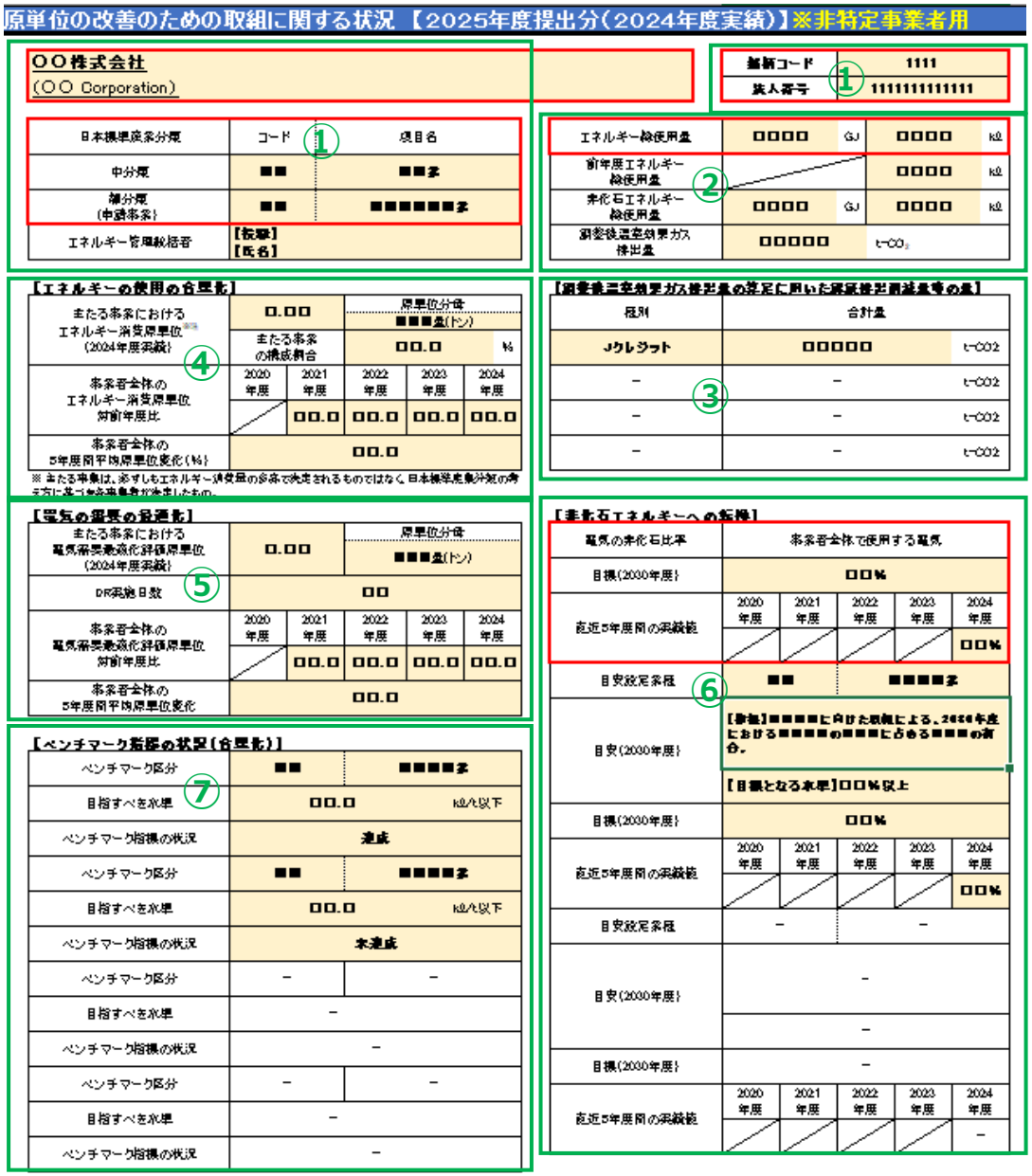

	項目	内容	記入必須欄
①	**事業者の情報**	法人番号や申請事業等の情報について記載してください。（銘柄コードが無い事業者は銘柄コード欄の記載不要）	有
②	**エネルギー総使用量及び調整後温室効果ガス排出量**	エネルギー総使用量について記載してください。**計算方法については、３ページをご参照ください。**	有
③	調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量	Jクレジット等の認証排出削減量を記載する欄です。記載は必須ではありません。	無
④	エネルギー使用の合理化	エネルギー消費原単位やその５年度間の変化等について記載する欄です。記載は必須ではありません。	無
⑤	電気の需要の最適化	電気需要家最適化係数を考慮したエネルギー消費原単位等を記載する欄です。記載は必須ではありません。	無
⑥	**非化石エネルギーへの転換**	非化石電気の使用割合やその目標値等について記載してください。**計算方法については、４ページをご参照ください**。なお、空欄は不可です。仮に目標や実績が無い場合は「０%」と記載いただく等、何かしらの記載をいただく必要があります。	有
⑦	ベンチマーク指標の状況	特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が中長期的に達成すべき省エネ基準（ベンチマーク指標）の状況を記載する欄です。記載は必須ではありません。	無

情報公表シートの右ページの構成

※⑨の赤枠囲みの部分については記入必須欄となります

	項目	内容	記入必須欄
⑧	取組の概要（定量指標）	情報公表シートの左ページにおける必須の公表項目等に関し、各数値の変動の理由や電気等のエネルギーの合理化、非化石転換に関する定量的な取組について説明できる欄となります。記載は必須ではありません。	無
⑨	**取組の概要（定性指標）**	情報公表シートの左ページにおける必須の公表項目等に関し、各数値の変動の理由や電気等のエネルギーの合理化、非化石転換に関する定性的な取組について説明を記載してください。 記載例については、省エネ法定期報告情報の開示制度令和６年度参加事業者の開示シート（本格運用）をご参照ください。	**有**
⑩	取組の概要（自由記述）	各事業者における先進的取組やカーボンニュートラル実現に向けたストーリーなどを説明できる自由記入欄となります。記載は必須ではありません。	無
⑪	取組の概要（関連リンク）	各事業者における中長期ビジョン等を掲載するホームページの参照URLを公開できる自由記入欄となります。記載は必須ではありません。	無

＜⑨参考＞
省エネ法定期報告情報の開示制度
令和６年度参加事業者の開示シート（本格運用）

各事業者の開示シート｜事業者向け省エネ関連情報｜省エネポータルサイト

参考：②「エネルギー総使用量」の計算・記入方法について

1. 「エネルギー総使用量」については、2025年度申請2026年度減免適用分では、**2024年度（2024年4月～2025年3月）の実績**を記入頂く必要があります。
2. 以下のページから、『原油換算ツール』をダウンロードの上、赤枠内に自社の2024年度におけるエネルギー使用量を入力してください。

   https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/

特定事業者・特定連鎖化事業者の届出について

前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の事業者である場合、翌年度5月末日までに『エネルギー使用状況届出書』の提出が必要です。
申請すると、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されます（初年度のみ）。

特定事業者・特定連鎖化事業者に指定されるまで

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を順守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

① 原油換算ツールにエネルギー使用量を入力し、原油換算(kl)を把握

- 原油換算ツール（令和4年度法改正対応版）※原則こちらをお使いください。
- 原油換算ツール（旧法版）※ベンチマーク指標の計算時のみ利用するものです。エネルギー使用量の確認に当たっては「令和4年度改正対応版」をお使いください。

② 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務等を確認

- 工場の省エネ推進の手引き（PDF形式）

③ エネルギー使用状況届出書（様式第１）を地方経済産業局に提出

- 様式はこちら

このページのトップへ

上記リンク先から、『原油換算ツール』をダウンロードください。

3. 算出された「合計GJ」及び「原油換算kl」を、②エネルギー総使用量の欄に記入してください。

参考：⑥「非化石エネルギーへの転換」 電気の非化石比率の計算・記入方法について

1. 「電気の非化石比率」については、**(a)2030年度目標，(b)2024年度（2024年4月～2025年3月）の実績**を記入頂く必要があります。
2. (b)については、記入要領（次頁Ⅳ）を参考に算出してください。
3. (a)については、今後の取組によってそれくらいその比率を高めることができるかを考慮頂いた上で目標の設定をお願いします。

【電気の非化石比率　実績計算にあたっての概要】 ※詳細は記入要領（次頁Ⅳ．P66～68をご参照ください）

$$\text{電気の非化石比率【実績】} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量（重み付け非化石1.2倍※）} + \text{Ⅱ} - \text{Ⅲ}}{\text{全エネルギー使用量（重み付け非化石1.2倍※）} - \text{Ⅲ}}$$

Ⅱ　証書等の非化石エネルギーみなし量
Ⅲ　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量

※重み付け非化石について
自家発太陽光や重み付けの条件を満たしたオフサイト型PPA等、「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギー使用量に1.2を乗した計算を行います。
ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）は、熱量換算係数を8.64（全電源平均係数）としてください。

発電量（千kWh）× 8.64（GJ/千kWh）　× 1.2

【非化石エネルギーの使用量】
非化石エネルギーの使用量の内、電気事業者から買電した場合の使用量算出ツールがございます。ご活用ください。

電気事業者からの買電の非化石割合計算ツール 操作マニュアル
電気事業者からの買電の非化石割合計算ツール（令和7年度報告用）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

参考：その他

I.　「省エネ法の手引き（工場・事業場編）」

- 省エネ法の概要、定期報告書の記載方法等について説明しています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf

II.　「省エネ法定期報告情報の開示制度」について

- 近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展しているところ、資源エネルギー庁では、特定事業者等からの開示宣言に基づき、省エネ法に基づく定期報告書の情報を開示する制度を創設しました。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/

III.「省エネ法定期報告書情報の開示制度　参加事業者向け手引き（令和６年度版）」

- 省エネ法定期報告情報の開示制度について、「開示シートの引用元」、「取組の概要欄の記載方法」についてまとめています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/pdf/kaiji_tebiki_2024.pdf

IV.「2025年度版　省エネルギー法　定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuyoryo25.pdf

◆　問い合わせ先

- **再エネ賦課金の減免認定申請全般**について
  - 減免認定申請ヘルプデスク
    お問合せフォーム：https://www.fit-genmen.go.jp/genmen/ds001/entry
    電話：050-8892-6042（平日9:20～17:20）
  - 各経済産業局の窓口
    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf#page=10
- **省エネ法定期報告の計算方法等**について
  - 省エネ法ヘルプデスク
    https://www.eccj.or.jp/helpdesk/
    まずは、ＦＡＱにてご確認いただけますと幸いです。
    お問い合わせフォーム：https://tayori.com/f/sehd2024/
    ナビダイヤル　0570-000-291（通話料がかかります）　受付時間：9:20～17:20（土日、祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く）